

高等教育奨学金の 償還支援制度・給付型奨学金制度について

令和2年5月
石 川 町 議 会

目 次

1	はじめに	1
2	経過報告	1
3	現状と課題	
(1)	現 状	1
(2)	課 題	3
4	提言内容	3
5	おわりに	4

1 はじめに

昨今の厳しい経済情勢の中で、高等教育を目指す学生への経済的支援が重要となっている。支援としては、自治体の奨学金、大学等による授業料等の減免措置や大学独自の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、民間団体の奨学金など様々な制度設計がなされており、3割を超える学生が奨学金を利用している。

本町においても、5,000万円を基金として運用し、経済的理由により就学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与している。

しかしながら、各々の奨学金は貸与型が主である。奨学金は卒業した奨学生からの返還金を原資として運営しており、返還金の回収が課題となっている。

一方、いくつかの自治体においては、奨学金の償還に対する支援制度や給付型の奨学金制度を設けることにより、学生の就学を支えている状況もある。

このような中で、本町における高等教育を目指す学生に対する奨学金の制度について調査・研究することが必要ではないかとの考え方に鑑み、平成31年3月に議会提言として取りまとめることとなった。

2 経過報告

- ・平成31年 3月 7日 常任委員会 政策提言の調査項目の選定
- ・平成31年 3月12日 全員協議会 調査項目の決定
- ・令和 1年12月 常任委員会 所管事務調査内容の検討・決定
- ・令和 2年 2月 7日 常任委員会 勉強会の実施（教育長を講師）
- ・令和 2年 2月12日 常任委員会 所管事務調査
群馬県下仁田町
- ・令和 2年 2月13日 常任委員会 所管事務調査
栃木県栃木市
- ・令和 2年 4月16日 常任委員会 原案作成、検討
- ・令和 2年 4月24日 全員協議会 原案協議、決定

3 現状と課題

（1）石川町の奨学資金の現状

①貸与月額

高校

公立15,000円 私立20,000円

大学・短大・専門学校

自宅通学35,000円 自宅外通学50,000円

②貸与期間

在学する学校の正規の就学期間を限度。

③奨学金の交付

毎年2回、4月と10月に半年分ずつ交付。

④返還

卒業または貸与停止の6カ月後から、貸与を受けた奨学資金の総額を毎月定められた金額以上を返還。

高校

公立8,000円 私立10,000円

大学・短大・専門学校

自宅通学15,000円 自宅外通学20,000円

⑤利子および延納利息

無利子（延滞の場合年7.5%）

⑥令和2年1月末現在の基金残高

基金設定額 50,000千円

貸付額 24,630千円

残額 25,370千円

⑦貸付・返還状況（令和2年1月末現在）

7名に3,840千円を貸与。（令和元年度）

14名が2,335千円を返還。（令和元年度）

⑧その他

所得制限あり。

全履修評価の平均値が3.5以上。

※県内の市町村の奨学資金

- ・返還免除制度のある奨学資金貸与を行っている市町村
南相馬市、広野町、福島市、白河市、会津美里町
- ・給付型（返還不要）の奨学資金事業を行っている市町村
南相馬市、大熊町、本宮市、郡山市、田村市、須賀川市、天栄村、白河市、会津若松市
- ・償還支援制度のある市町村
南相馬市、三春町、西郷村、喜多方市
- ・いずれも実施していない市町村
15町村

(2) 石川町の奨学資金の課題

①貸与可能人数が少ない。

5,000万円の基金が原資のため、毎年2名の貸与であれば、返還金により原資が不足することなく維持することは可能であるが、毎年3名に貸与した場合、令和17年には基金残額が不足することとなる。

②応募者が少ない。

過去10年間を見ると、年度に偏りはあるが、多い年で6名の応募、少ない年で0名の応募、平均で毎年2名程度となる。国の制度（日本学生支援機構）の活用が多い状況にあると思われる。

③原資が限られている。

基金対応としているため、基金に繰り入れを行わない限り原資が増額とはならない。つまり、奨学金を充実されることは難しいと思われる。

4 提言内容

- (1) 人材育成、教育の機会均等を目的とした給付型の奨学金や定住促進を目的とした貸与型の奨学金など目的別の奨学資金制度について検討を行うこと。
- (2) 定住促進を目的とした貸与型の奨学金については、定住に対する返還猶予制度、返還免除制度、減額返還制度等の検討を行うこと。
- (3) 寄付やふるさと納税制度など新たな基金調達方法について検討を行うこと。
- (4) 地元企業や地元金融機関との連携による奨学資金の検討を行うこと。

5 おわりに

奨学金事業は、経済的理由により、就学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を行う大切な教育施策である。多くの学生が利用し就学しているが、文部科学省では、学生の負担軽減の観点から「有利子から無利子」との方針のもと、無利子奨学金の充実に努めている。

また、平成29年度から、経済的困難により進学を断念することがないように、初めての給付型奨学金事業を導入するとともに、無利子奨学金において所得連動返還型奨学金を導入するなど、返還軽減に努めている。

更には、本年度から、授業料、入学金の免除または減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う支援制度を実施している。

しかしながら、あくまでも経済的理由により就学が困難である学生が対象であり、定住促進や人材育成といった観点からの奨学資金制度の取り組みが必要ではないかと考えるところである。

本町において、高等教育奨学金の制度拡大は、財源の問題など様々な課題が想定される。しかしながら、視察を行った下仁田町では「子供たちが成長して下仁田町へ帰ってくることを地域全体で応援する新しい奨学資金制度」を地元金融機関、地元企業と連携して制度設計を行っており、将来的な人材育成にまで結びつけている。

故郷石川を愛し、故郷石川に住み続けることができる人材を確保するため、この提言をしっかりと受け止めていただき、支援可能な奨学金施策に積極的に取り組まれることを強く望むものである。